

## 富山県立八尾高等学校井泉会会則（PTA 会則）

第1条 この会は富山県立八尾高等学校井泉会という。

第2条 この会の事務所を八尾高等学校におく。

第3条 この会は生徒の幸福を増進し、教護の完全をはかるため学校と家庭及び社会が一体となって真に適切な教育環境を形成することを目的とする。

第4条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 民主教育に関する調査及び研究
- 2 生徒の学習奨励および健康の増進並びに教護の関する学校との連絡
- 3 会員の知識教育の向上
- 4 学校施設の充実助成
- 5 その他、この会の目的達成に必要な事業

第5条 この会の会員は学校に在籍する生徒の両親又は保護者とし、学校に勤務する教職員及び学区に居住し、この会の趣旨に賛同して所定の会費を納入する人々とし、会員はすべて平等の権利義務を有する。

第6条 この会には次の役員を置く。

会 長 1 名            副会長 若干名            書 記 1 名  
会 計 1 名  
委 員 各学年、各科、各地区より若干名  
監 事 2 名

第7条 この会の役員は総会において選出する。

第8条 会長はこの会を代表し、会務の総理及び会議を召集し司会する。

第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代理する。

第10条 委員は委員会を組織し、会の重要な事項について議決し、会の運営に当たる。

第11条 監事は会計等を監査し会長に報告する。

第12条 この会には顧問を置くことができる。

顧問は会長に委嘱し、各種会合で臨時に出席して意見を述べることができる。

2 この会に参与を置くことができる。

参与は、この会に功績があった元会員から会長が委嘱するものとする。

参与は、各種会合に出席し、会の運営に貢献するものとする。

第13条 役員任期は4月に始まり、3月に終り1ヵ年とする。但し、後任者の決定があるまで引き続き役員として責任を負わなければならない。

第14条 この会は年1回の総会を開く。総会は最高の議決機関で次のことを付議する。

- 1 会務の報告            2. 規則の制定並びに変更            3. 役員を選出
- 4 事業計画、予算の審議、決算の承認            5. 委員会の決定事項の承認

6 その他会の目的達成に必要な事項

第15条 この会は会長が必要と認めた時、また会員あるいは委員の半数以上の要求があった時は、臨時に総会を開くことができる。

第16条 この会の会議は出席会員の過半数で決める。賛否同数の場合は司会者が決める。

附則 この会則は平成2年5月12日より施行する。